

第九十八回国会
衆議院

大蔵

委員 会

議 録 第 八 号

昭和五十八年三月十五日(火曜日)
午前九時三十二分開議

出席委員

委員長 森 美秀君

理事 大原 一三君 理事 中西 啓介君
理事 中村正三郎君 理事 伊藤 茂君
理事 野口 幸一君 理事 鳥居 一雄君
理事 米沢 隆君
今枝 敬雄君 植竹 繁雄君
熊川 次男君 小泉純一郎君
古賀 誠君 椎名 素夫君
泰道 三八君 浜田卓二郎君
藤井 勝志君 森田 一君
山崎武三郎君 与謝野 馨君
阿部 助哉君 上田 卓三君
戸田 菊雄君 堀 昌雄君
正森 成二君 養輪 幸代君
小杉 隆君

出席國務大臣

大蔵 大臣 竹下 登君

出席政府委員

大蔵政務次官 塚原 俊平君
大蔵大臣官房日 本専売公社監理 高倉 建君
官 大蔵大臣官房審 議官 吉田 正輝君
大蔵省主計局次 長 平澤 貞昭君
大蔵省主税局長 梅澤 節男君
国税庁次長 酒井 健三君
国税庁直税部長 角 晨一郎君
国税庁調査査察 部長 大山 綱明君

委員外の出席者

経済企画庁調整 局財政金融課長 宮島 壯太君

日本専売公社総 裁 長岡 實君
大蔵委員会調査 室長 大内 宏君

委員の異動

補欠選任

麻生 太郎君 古賀 誠君
白川 勝彦君 浜田卓二郎君
平沼 赳夫君 泰道 三八君
柳沢 伯夫君 植竹 繁雄君

補欠選任

植竹 繁雄君 柳沢 伯夫君
古賀 誠君 麻生 太郎君
泰道 三八君 平沼 赳夫君
浜田卓二郎君 白川 勝彦君

本日の会議に付した案件

小委員会における参考人出頭要求に関する件
租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣 提出第一二二号)
製造たばこ定価法及び日本専売公社法の一部を 改正する法律案(内閣提出第一二三号)
災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に 関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出 第三二二号)

○森委員長 これより会議を開きます。

租税特別措置法の一部を改正する法律案、製造 たばこ定価法及び日本専売公社法の一部を改正す る法律案、災害被害者に対する租税の減免、徴収 猶予等に関する法律の一部を改正する法律案の各 案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し ます。野口幸一君。

○野口委員 おはようございます。私のく 質問に入るまでに一言申し上げますが、私のく せでありますけれども、関西では、人の命とコン ニヤクの裏表はわからないといいますが、もう一 つわからぬのが政府の答弁であります。大臣は 非常に頭脳明晰、しかも大臣は二度目という御経 験をお持ちでございますから、よもや私の質問 にわからない答弁をなさるとはゆめゆめ思いま せんが、政治的という立場があるのかもしれない が、問うた質問に余りきちつと答えただけな い。いつもすれ違いで核心に触れない御返事とい うのが間々多いものでございます。これは大臣だ けではないのですが、官僚皆そうなのですから、 どうか、短い時間でございまして、聞いて いることにすかつとその趣旨をとらえて、明確 な御答弁をいただきたいということをまづお願い をいたしておきます。

それからもう一つは、官僚の皆さんであります が、答弁をするときに、すぐさま「先生も御承知 のように」ということをよくお使いになります が、承知しておつたら質問をしないのであります から、先生御承知のようになんというようなこと を全然おつしやらないで質問に答えていたのだ と思います。承知していたら質問はしないので あります。質問というのは、ただし、問うと書い てありますから、ただし、知らないものを知つ ている人に聞いているのでありますから、先生御 存じのようにというようなことをおつしやらない でいただきたいと思ひます。まず、そのようなこ とを申し上げて、質問に入らせていただきたいと 思ひます。

大臣、もう御存じのように、昨日行革の指針が 出そろいまして、再び、増税なき財政再建、こう

いう見出しが堅持といひますか、それがメインに なっております。いまさらお尋ねするのにもかか らず、もう一度、増税なき財政再建とい う言葉の持つ意味はどういうところにあるか、少 しくお答えをいただきます。

○竹下國務大臣 きょうも閣議で行管長官から御 報告がございましたが、いま御指摘のように、昨 日いわゆる臨調の最終答申、こういうことでござ いまして、増税なき財政再建という言葉がそのま ま 厳然と生きておるわけでありまして、私どもとし ては、これは増税なき財政再建というものがやはり てこだというふうに理解をしております。

されば、増税なき財政再建の定義は、こういう ことになりまして、これは、勉強してみました が、なかなかむずかしい問題であります。一般的に、 前の答申で見ますと、現行の租税負担率というも のについて言及されております。ところが租税負 担率というものも、考えてみれば、これは景気の 動向によつて分母、分子が違つてまいりますか ら、必ずその初めから確定してつくられるべき性 格のものではない。そうすると、新しい税目によつて幅広い増収を得るようなものをやっちゃい かぬ、こういうことをおつしやつていられるのかな という、それは幅広い範囲はどこかということに なると、これも厳然とした規範的なものは存在し ない。だから結論から言つと、やはりこれをこ ととしてやれ、安易に増税ということが念頭にあつ たらもう行財政改革はだめになるよ、こういう理 念を強調されたものであると理解すべきであるとい うふうに考えております。

○野口委員 いまのお答えは余り、そうですかと いうお返事はできないのですが、前の大蔵の渡辺 さんは、昨年私は同じようなことをお尋ねしてお るわけでありまして、増税なき財政再建とい うのは財政用語にはない、ましてや会計学を用

語でもない、一種の政治用語である、私に言わせれば決意表明のようなものだ、こういう御表現がございました。

いまま、いわば安易な増税をしないで極力歳出削減が前段に来るように、そういう意味で、いわば後ろの方からとりていいますか、そういうものをきつとさせる意味で、増税なき財政再建というものが柱なんだと言っているだけにすぎないのであつて、増税そのものを全面的に否定したもではない、こう解釈すべきである、こう大蔵省筋は言っていると新聞には載っているのではありませんが、いかがなものでございますか。

○竹下国務大臣 ぎりぎり詰めていけば、これは新たな税目とかそういうものを一切否定しておるといふことは考えられないと思ひます。また、今回消える、消えるという表現は適切でありませんが、今回あるいはと思つておりました税負担の問題、構造の問題についても検討すべしという答申も載っておりますので、したがつて、渡辺前大臣は決意表明とおつしやつたわけでありましたが、やはりこれをてこにしてやれよという一つの哲学を提示されたということに理解すべきじゃないかな。しかし、だから増税してもいいんだ、こういう安易な考えが一番けしからぬことだといふふうにおつしやつておると受けとめております。

○野口委員 そこで、先ほどの話に戻るわけですが、国民にわかりやすいという立場から言いますと、そこがわからぬのであります。新聞で、たとえば一般の人が、「増税なし」を堅持、こういうような見出しが出ます。ところがよく読んでみると、最終的には、これは大臣の写真が載っているわけですが、「大型間接税を検討」という言葉がまた次のページには見出しになつて出ているわけです。

そうすると、増税なしを堅持して、そして片一方では大蔵省ではいわゆる大型間接税を検討、これは一体どういふことだ。国民から見れば、何かこう、表向きは増税なき財政再建という言葉を使っているが、これは本当に、先ほどの話ではあ

りませんが、スローガンにすぎないのであつて、実際は増税をするのではないだろうか、増税があるんじゃないだろうか、こう思わざるを得ない。ここが普通の人はわからぬ。一体どちらが本当なんでしょうか。それはそうですね、新聞見て同じページに、裏返してみたらそうなつてゐるんですから。

確かに、いま大臣の御答弁にもありましたように、これは部会はこの部会だったか、とにかく大蔵省は、租税負担率については具体的な議論がないので常識的に受けとめるべきではないか、いわゆる租税負担率については具体的な議論が出てないから、これは先ほどの話じやありませんが、常識的に受けとめるべきであるという態度で、まづ分母を考えておられるようでありますから、したがつて、その上に乗せられる増税の問題というものは、具体的にはその問題を検討するように一方では指示をしている、こういう解釈をしてもいいのではないかと、こう思われるような解説が載せられてゐるわけであります。

こうなつてきますと、国民は、一体増税なき財政再建というのをどこまで本気にやろうとしてゐるのか。一方、私も、決して安易に増税そのものを認めようと思つてゐるわけではありませんが、普通の家庭でいうならば、ありとあらゆる金をかき集めてやりくり算段をして予算をつくつた。子供の貯金からばあさんのへそくりまで洗いざらいに、とにかく家じゅうにある金という金はかき集めて、やつとこき今日の形態を保つに至つた。あしたはどうなるかわからない、その日暮らしみたいな形になつてきてゐる。一方また、国債の問題についても、行革自身は明示していませんね、いつまで脱却しろとかどういふことをすべきとか、そういうような具体的な顔面も、していません。しかし、そうかといつて、野放しに特例国債を出してもよろしいというわけではありませんか、これも一応の縛りがあるとしなければならな

い。

片方は節減の方でありますけれども、ことしもいろいろ考へて、さらにまた来年度においては、特に補助金の問題なんかにもさらにもう一遍洗ひと言われているわけでありまして、洗うとしまして、これもまた、今年度の予算の話をしている最中に来年度の話をするというのはおかしい話かも知れませんが、とてもじゃないが、見通しとしては財源を一体何に求めて次の予算を組むべきなのかということになりますと、全然、増税といひますか税金の問題を抜きにして話ができませんと思うのです。

そこで率直に、一体どうすれば今後の財政再建のスケジュールが組めていくのか。大臣、この前も私は本会議でちよつと聞きしました、これはありきたりの御答弁でございましたので、きょうは少し碎いて、財政再建の道筋を少し大臣としてお答えをいただきたいと思ひます。

○竹下国務大臣 いま御指摘になりましたように、実際問題、大変むずかしい問題であります。そこで、臨調の御答申の背景で一つ私どもが推察いたしますのは、いわゆる財政制度審議会、それから政府税調というものが、だから、そこまで具体的に踏み込むという以前の、ある種のフィロソフィーというものをきちんとするまでが限界だといふ考え方で御答申は触れられておるのではないかと思ふ点がございします。したがつて、私は、てこという言葉を使つておるわけではございませんが、御指摘のようにやりくり算段、また赤字国債の脱却期間、これも五十九年度はギブアップいたしました。こう申して、ではいつかと言われれば、セブライヤーズでございしますというようになことを言つておる。確かにその辺、国民の皆さん方に明快な形で図式にしてお示するような手段は整つておるとはいへないと思ひます。したがつて、これこそまさに、国会の御意見、質疑応答を通じて、国民各界各層の意見を通じながら、それを逐次具体化していくことになるうかと思ひます。

それで、節減の問題、また補助金の問題もお触

れになりましたが、事実、法律補助が約八割、公共事業、文教、社会保障で約八割、あるいは地方を通じて交付するものが約八割。そうすると、やはりこれは法律改正の身身にまで触れないと、これ以上なかなか削減というものはできないという気がしております。したがつて、今度はそこまで踏み込めということが、いわば臨調で増税なき財政再建をてこにしてやれよとおつしやつてゐるその哲学も、そこまで踏み込むべきだということにあるではないかといふうな理解でもつてこれに対応していかねばならぬ。

もちろん、しかし、最終的には国民の選択の問題です。現行の制度、施策はすべて残すべきだ、こういうことになれば、計算上いろんな自然増といふものの支出も出てくるわけですから、したがつて、これから、むずかしいところはそれらの問答を重ねながら、まず歳出削減に国民の皆さん方が――受益者も国民であれば、負担する側も国民であるわけですから、どういふうにその調和点を求められていくかといふことをこの議論を通じてながら模索して、逐次手法も明らかにしていく方向へ進んでいかねばならぬ問題だといふうに考へております。

だから、国民のお方にも明快に、かくかくしかじかの手法をいふことを申し上げるには時間もかかります。しかし、それを逐次明らかにいたします、また、皆さん方の御意見もお聞かせください、現行の施策、制度といふのはまさに国民選択の集積がこうなつております、これをどう見直しますかといふことを一緒に考へていかねば、とても政府だけでやれる問題じゃないといふうに理解しております。

○野口委員 いまの御答弁でも、まだ恐らく国民の諸君は理解できないだらうと思ふのであります。

それで、私なりに解釈をいたしますと、つまり、大臣、こういうことじゃないでしょうか。増税なき財政再建というのは、大臣も言ったように、てこである。つまり、そういうことを念頭に置いて

やらないうちの切った歳出削減ができない、したがって歳出削減は、法改正をやるあるいはいろいろな制度を改革する、ありとあらゆる手段をやつて、できる限りの歳出削減をとにかくまずやるのだ、どうして歳出削減がこれ以上は国民の意思とも反するし、あるいはまた制度上これ以上いろいろな点から考えてもむづかしいところ、極限のところに来たときに、初めて増税という手段を使う、その程度でまあひとつ増税なき財政再建という意味は受けとめてもらえぬものかということでしょうか、こういうような解説では国民は納得しますか。どうですか。

○竹下内務大臣 結論からいって、いまおっしゃつたとおりです。

私も、ちょうどこの間、皆さん方のおかげで永年勤続二十五年というものをいただいた、二十五年前と今日のあらゆるものを比較してみました。当大蔵委員会と余り関係のないもので申しますと、当時の流行歌は何であつたかという、「有楽町で逢いましよう」と「おい中村君」、いまは「待つわ」とか「北酒場」とか、大分変わつてきております。それで今度は、その後人口の高齢化がどれだけ進んだか、また、その経済規模から賃金、物価、賃金十三・五倍で、物価が四・六倍、土地の値段がべらぼう、こういうことになる。財政の問題も、当時一兆三千億の予算が五十兆、三十八・四倍、社会保障が七十・三倍、防衛費が十八・八倍とか、いろいろ比較してみました。

だから、その間に、われわれも高度経済成長の中にいささかなれ点ができていくんじゃないかな、世界一に何もかもなつていくわけですから。そうすると、その辺も見直すべき問題もあるんじゃないかな。国民の皆さん方に意識転換を要請するほど、これはおこがましくございませぬけれども、やはりこういう国会の問答なんかを通じてながら、国民の皆さん方にもある種の合意というのが得られるような形でないと、急激な変化というのは、結論から言つてできるものじゃないなという考え方でやつてみよう。

確かに私の答弁は、どこへ行つても、どうもおまえの言うことは余りはつきりしない、こんなにやうく問答みたいな感じが率直に言つて自分でもしてあります。だから、質問はわからない者がわかつた者に質問するのではなくして、国会においては議院内閣制でございますと、わかつた人がわからぬ人に質問することも場合によってはあるわけですから、だから、わかつた人がわからない者に意見を交えた質問をされる、そういうものを体しなないかな。お互い政治家としてそんな感じがしてあります。

○野口委員 大臣、どうぞ参議院の方へお越しください。

政務次官、いらつしやいますか。政務次官にお聞きします。それでは、大臣にお聞きしようと思つておりました問題は、次は減税問題なんでありますが、これは主税局長答えてください。

二階堂さんの発言の中で、景気浮揚に役立つ程度の減税を行いたいと言われておるのでありますけれども、この事実は御存じですね。そうしますと、景気浮揚に役立つ額というのは、あなたから見れば一体どのぐらいの額を言うのですか。

○梅澤政府委員 この問題につきましては、三月二日の衆議院の予算委員会でお房長官の発言がございまして、ただいま委員から御指摘になりましたように、与党の幹事長のお言葉として「国民世論の動向にこたえ、景気浮揚に役立つ相当規模の減税」という言葉が使われておるわけであります。

大臣いらつしやらないわけでございますけれども、私も税制当局といたしましては、結論から言いますと、いまの時点で景気浮揚に役立つ相当規模の減税ということにつきまして、金額でもつて明示するわけにはいかない、できないし、また適当でもないというふうに考えております。

ただ、それは申しまして、やはりこれだけのことが言われておるわけですから、結果的にどういふ結論が出ましたにしても、そういう政府が最

終的にとりま政策なり決定が、この文言の批判にたえるようなものでなくてはいかぬだろう。ただし、それは、そのときの経済局面にもいろいろ影響してくるだろうと思ひます。そのときの経済局面で景気浮揚と結びつくということございまして、いまの時点で幾らぐらゐの規模でなければならぬという金額を明示するということは適当でない、いまそういう意味も込めて申し上げておるわけでございます。

○野口委員 いや、主税局長、そんなにたたく考えなくてもいいのですよ。たとえば景気浮揚に役立つというの、経済的に考えて一体どのぐらいが税として減税というふうな形で出されたら、いわゆる学説的にいうのか一般的に物を考えてみたら、できるできないは別として、二兆円、三兆円、四兆円、多いほどいいかも知れないし、多いとまた変なことになるかも知れない。それはいろいろ議論の分かれるところだけれども、最低どのぐらいが景気浮揚に役立つ金額かなという、そういうあらかたのアウトラインといひますか、そのぐらゐのことはわかるのじゃないですか。皆さんそういうことを専門になさつて、先ほど僕が言いましたように、知らない者が知つておる方に聞いておるわけですから、ただして質問していただくわけでありまして、ちよつとお答えいただけませんか。

○梅澤政府委員 大変むずかしい御質問でございますけれども、理屈から考えますと、そういうものを計量的に、あるいは金額に結びつけるということになると、まず、減税の規模の前提として実体経済がどういふ姿になるのが景気浮揚かということになるわけですね。そうすると、景気浮揚というのは、たとえば成長率が何ポイント上がるとか、あるいは生産指数が何ポイント上がるとか、あるいは議論が果たしてできるかという、これはなかなか一義的にそういう議論はできないのだから、そういうわけでございまして。

衆議院の予算委員会でも、そのやりとりはたび

たびございまして、たとえば塩崎経済企画庁長官は、全体の経済界の動向として、これで経済が明るくなつたというむしろ心理的なもの、それすらも景気浮揚と観念することも不可能ではないというふうな議論もございまして、結局、これは計量的に一義的に決めるというのは、いかんせん非常にむづかしい問題であることを御理解願ひたいと思ひます。

○野口委員 この問題、日をかえ、人をかえて申し上げたいと思ひます。

もちろん、いま局長おっしゃつておるように、景気浮揚というのは一体どういうことかという定義から入つていかなければならぬ問題でしようし、確かに減税の規模も大切ですけれども、その資金の調達財源をどういふように使うかということ、これによつてまた違つてくるわけでありまして、本言言うと、そういう点を大臣からある程度アウトラインを聞かせていただこうと思つておつたのですが、時間がちよつとなくなりましたので、かわりに質問申し上げましたが、この点は、また日を改めてお聞きすることにいたします。余りまた同郷の人をいじめると思はれますからね。それでは話題を変えて少しく伺ひます。

「昭和五十六事務年度における法人税及び源泉所得税の課税事項について」という報告が昭和五十七年、昨年の九月に国税庁から出ております。これは、いわゆる脱税行為といひますか、世の中に言われているところの实地調査等によつて実績を上げておられる経過について、その内容を御報告されたものでございまして。

これを拝見いたしました感ずることは、一口に申し上げて、非常な御苦労をいただいたはおりますものの、どうも数字の面から見ますと、毎年同じ程度のものが同じような額で同じように挙がつてきている、こういうような難感といひますか、概括的な感じがしてなりません。そこで、これからしばらくその問題についてお聞きをいたしてまいります。

まず、申告所得税の場合の確定申告者の数であ

りまするが、これは、昨年とことしの場合もそうでありますが、額も税も増加をしてきております。これは、いわば毎年ずつとこういう傾向にございいますかというのをひとつお聞きをいたします。

○角政府委員 最近の申告所得税の確定申告者数、これは還付申告者なども入っておりますのでございいます。五十四年が千六百八十八万人、前年に比べて六%増。五十五年分は千二百四十二万人、これは前の年に比べて六%増。前回の五十六年分は千三百八十八万人、前年に比べて五%増。こういうことでございまして、最近数年間をとりまして、年々五、六%の増加を見ておるところでございいます。

○野口委員 そういふ傾向の中にありまして、実は、今度は法人税の場合、確定申告によつて納税をしたと言われる全企業のパーセントは昨年度四七・八二%であつて、赤字であると言つていゝわゆる税金を納めなかつた法人は全体の五二%であつた、これもそれで正しいとございいますか。

○角政府委員 法人税は事務年度ということで整理をしておりまして、昨年六月までに終了しました事務年度、最新でございいます。申告のございしました稼働法人は全国で百六十万件ございいますけれども、その五一%に当たります八十一万件が赤字の申告をしておる法人でございいます。

○野口委員 そうしますと、全体の法人の数は百六十万、その約半分、大体八十万というわけですね。八十万が赤字ですね。八十万の会社が赤字で年度を越している。私は、別に倒産を奨励しているわけじゃないですけれども、毎年倒産をしていく会社の件数は、昨年の場合は大体二万件前後と聞いておるわけですが、これは赤字で年度を越す倒産はないという、ずいぶんいい会社がたくさんあるわけですね、考えてみると、赤字決算をする会社が半分以上あつて倒産はないのですかね。二万件くらいしか倒産しないというのですから、この差は、非常にたくさんある会社が赤字のままで生き残つておる。どういう経営形態になつて

いるのか、中身がわからないというような気がするわけですね。

その議論は別にしまして、そこで、いろいろと税務署においては審査をなさる。これはちよつと話が前後いたしました恐縮ですが、所得税の場合を考えると、審査をしますと、まず書面審査というのを納税者の来署を求めておやりになる。何らかの是正を求められる。もちろんこの是正というのはいわば申告技術の誤りといひますか、思い違ひといひますか、そういうような単純な誤りによるものと、いわゆる故意といひますか、隠そうといふようなものがあつてやられてゐる部分と二つあると思うのですが、後段、いわゆる不正といふものが意味されるような形で納税者に対して是正を求めて、その申告書を整理、いわゆる事後処理といふ名前が使われてゐますが、それをしてゐる件数は全体の何%くらいありますか。

○角政府委員 申告書が納税者から提出されますと、申告書の審査を行うわけにございいます。その中身には、申告書の記載の非違とかそれから総合すべき所得が漏れておるとか、いろいろな態様を含んでおりまして、そういうものを総称して事後処理としてやつておるわけにございいます。事後処理は、五十五年分の計数を持つておりますから、五十五年分の場合の営業所得者で申し上げますと、全国で十四万二千件処理しております。その中身は軽微なものが中心でございいます。したがって、相当内容の濃いものでございまして事後調査の方に移行しておりますので、この計数には入つてこないというところでございいます。

○野口委員 そこで、ちよつとお聞きしますが、事後調査に回したものは十四万七千二百二十四件という数字が報告に出てゐるわけですが、その前のものでは、つまり、事後調査に回すまではいつてないのだけれども、呼び出して解決はしているのだけれども、その中で一応不正申告らしきものの、疑わしいという形の中で是正を求めたものは一体全体の何%あつたのか。事後調査まではいかないけれども、そこで是正されたのはあつたのか

なかつたのか。それとも、その部分では単なる常識的な間違いにすぎなかつた、あるいは思い違ひ、たとえば基礎控除を二重に引いたとか所得があるにもかかわらず扶養親族に書き入れていたとか、そういう単純な間違いの部分だけであつたのか、それとも不正の部分も入つていたのか、その辺ののところを教えてください。

○角政府委員 事後処理いたしますのは内容の軽微なものでございいます。したがつて、不正なものにつきますことは事後調査によつて説明をする、そういうことでございいます。

○野口委員 わかつてないんだ。私の言い方が悪いのか。私はこう言つてゐるのです。

申告する人の大体何%が真つ当な報告でそのまゝ通過していくのか。何かひつかかる部分があるのは大体どのくらいか。そのひつかかる部分で、いわゆる単純な間違いでひつかかる部分はあるのだけれども、不正といふ名前をつけれられるものは一体どのくらいのパーセントでひつかかつてくるのか。その数の中で、事後調査と言われるものに回していくのは十四万何千件、それはわかつてゐるんだ。その一番初めの段階では、どのくらいあるのかというところが聞きたいのです。これは調査報告に出てないから聞いているのです。わかりませんか。わからなかつたら結構です。後でまた……

○角政府委員 私どもも、おっしゃるような形で数字は持つていないわけにございいますけれども、営業業者の場合で達観的に申し上げますと、大体一割弱のものについて事後調査ないしは先ほどから申し上げております事後処理を行つておるわけにございいます。大体両者の数字が十四万件程度で数字的には同じようなレベルでございいますから、それから御推察をお願いしたいと思います。

○野口委員 わかりました。それでは、その次の問題を申し上げますが、次に、実地調査というのをやりになつておられます。これは所得税の場合と法人税の場合両方あるわけでありまして、今度は法人税の場合を申し上げます。

上げてみますと、事後調査に回つてきた部分の一〇・四%を実地調査をしたということになつております。これは、この一〇・四%というのは、要員的にこれ以上もうできないという数字なのか。あるいはまた、このくらいでよろう、一割くらいやろうじゃないか、こうやつて一割というのを決めてゐるのか。一体この一〇%という調査の数字はどこから出てゐるのですか。やむを得ず一〇%しかできないという意味なんですか。この辺を聞かせてください。

○角政府委員 御指摘のありました一〇%というのは、最近の調査活動の結果としての数字でございいます。年々法人数がふえてきております。法人の規模も大きくなつております。また取引の形態も複雑になつております。私ども、いろいろな状況を踏まえまして、できるだけ調査の深度を保ちながら実地調査の割合を維持し、かつ、できれば向上させたいといふことでやつておるわけにございまして、実調率のどのくらいが適当かといふことについては、いろいろな要素がございいますので一律には申せませんが、できるだけ事務のやり方を工夫しながら、調査対象について、できるだけ充実した調査をやるように努力をしておるということなのでございいます。

○野口委員 現在やつてゐるのを工夫してもつとたくさんやれるようにします、それはもちろんやつてもらわなければなりませんが、調査の結果を見ますと、全体の八一%が何らかの更正決定を受けてゐるわけですね。そうしますと、これはもつとやればもつとあるといふような感じがするわけですね。

もちろん、このパーセントは下がつていくだろうと思うのです。悪そうなものから選んでやつてゐるわけですから、倍の数を調査したら倍のものが出てくるとは思ひません。思ひませんが、まだまだあるような気がするのです。だから、この辺は将来は、私ども先ほど大臣とやりとりしましたが、増税があるかないかといふことはいろいろと議論のあるところでありまして、いづれに

○野口委員 私の提案ですが、この実調率を倍の

○野口委員　いずれにしましても、とにかく年々

件数もふえ、さらに内容的に金額もふえるということになってきていることは事実のようであります。したがって、この調査の内容については、私どもには詳しく御報告をいただいておらないわけがありますが、特に目立ちますのは、この中で不正申告の割合の高い十業種という小分類をしたものを新聞なんかでもさきに発表されておられます。これに出ておるわけでありますが、これを見ますと、前年の順位が十位以内にももちろんなかった

○角政府委員 毎年法人税の事務手續を発表する際に、産業分類で区分したもののことから、不正申告割合の高いもの十とか、一件当たりの不正所得金額の大きいもの十業種とかという形で新聞等に資料提供もしておるわけでございますが、その場合の十業種と言いますのは、毎年各業種を通じて一定件数以上の調査が行われた業種の中で、不正申告割合が高いものを取り出して掲げておるわけでございまして、これは、いわば実際の調査結果を統計的に並べたということでございます。ですから、必ずしもこれからその当年の重点調査が順番に並んでおるということではないわけでございします。

調査に当たりましては、高額、悪質重点という基本方針のもとに、できるだけ問題のある法人を的確に対象選定するということに心がけておるわけでございます。その中で、経験的に不正の多い業種とか現金収入の割合の高い業種とか、そういう業種の特異性、さらには業界の好況、不況といったようなものも十分頭頭に置くわけでございます。地域的な差、業種によって地域的に好況、不況の差が若干あるわけでございますが、そういう

は、つまり、先ほどもちよつと申し上げたように、税の不正というものをいかに少なくしていくかというところに問題点を置いてゐるわけです。だから、いわゆる実地調査そのものをどのように効率的に実施をすればいいかという点について視点を置きながら物を考へてゐるわけでありませう。そうしますと、この表で見る限りにおいては、そのような特例が出てゐるわけでありまして、前年と少しとの場合、前年の十位にもならなかつたものが、こゝしは一位にぱつと出てきたというようなことは、たまたま出てきたというような、たとえはいまちよつとおつしやいましたけれども、こゝしは景氣がよくて収入が多かつたのに隠したのだ、ということまで出てきた、こういう御答弁もあつたようでありませうけれども、そういうのじやなくて、たとえば地域的なものがそこにあつて出てきたというような感じがする。たとえばこの場合、一位がバーでしょう。四位がすし屋、五番が喫茶店、九番に外国料理店、それから八番にその他の飲食店(大衆食堂、ドライブイン等)、こういうサービス業といひますか、飲食業というのが中心に一位から十位の間にランクされてゐるわけですね。

そうすると、そういう業態を中心にいわゆる実地調査をなされたのじゃないかというような気がするので申し上げてみたのですが、そういうことはやっていないのだ、やっていないのだけれども、たまたまこうなったんだ、こういうお答えなんです、そのところをちよつとはつきり言つてください。

○角政府委員　当然、第三次産業でここに特掲し

てあります。業種は、いわば好況かつ問題業種も多いわけですが、調査対象とする場合には念を入れてこういうものの中から選定をしておるといふことは事実でございます。

それから、先ほど一定件数以上ということを書きましたが、御指摘のありましたパーとかすし屋とか外国料理店、前事務年度も相当の不正割合はあったけれども、ここに掲げるだけの調査件数がなかったからここに挙がっていない、こういう事情もあろうかと思ひます。

○野口委員 それでは、その次の問題を申し上げます。

さらに、その現地調査の關係に關連いたしました、国税査察官という制度がございまして、国税査察官、俗稱脱税Gメンと言われていた人が全国に八百八十名いらっしゃるわけですが、これは、いま発表になりました現地調査に直接かかわっておられる方なのか、それとは別におやりになっているものか、どういう形態で国税査察官というものが動いていらっしゃるのでしょうか。

○大山政府委員 お答え申し上げます。

査察調査と申しますのは、大口、悪質な通脱犯の告発を目的として調査をいたすのでございまして、ただいま直税部長がずっと答えてまいりました調査とは性格を異にいたします。ただいま数字がいろいろ出ましたが、その中には査察官による調査の分は入っておりません。

○野口委員 それで、別の御報告の中にあるわけですが、昭和五十五年の着手件数が二百三十一件、五十六年度は二百三十二件、処理件数は、五十五年が二百三十五で、五十六年も二百三十五。告発件数は、五十五年も百六十七、五十六年も百六十七。告発率は同じパーセント。それぞれのものがほとんど毎年同じというような数字が出ているのですが、こういう傾向はずっと続いているのですか。

○大山政府委員 査察調査は、公訴維持のための証拠収集を十分に行わなければならないということがございますので、大要事務量を要す

るわけでございます。

一方、査察官の定員は若干ずつはふやしていただいておりますけれども、それほど大幅なものではないと思います。一つ一つに、いわば手づくりでございましょうか、そういったように時間をかけて査察調査をいたしますものでございまして、さういふ先生が御指摘になりましたような、そういった大体似通った数字で連年処理を了していくということになっております。また、こういった傾向は今後の査察調査におきましてもそう飛躍的にふえるとかいふものではなく、こういった数字がずっと続くものと考えます。

○野口委員 私は不思議に思うのですが、毎年毎年同じ件数で同じような処理がされているというのは、何か、事務的にいいますか、このくらいやっておけばいいと、そんなことはないだろうと思うのだけれども、何かこう、保険屋さんが目標額を掲げて、その目標を達成したらそれで終わり、というようなことをやっておられるわけじゃないだろうと思うけれども、どうも同じ数字がずっと毎年続いているというのは不思議に思うのです。

たまたま数字的に並んだからこうだと言つてしまえば、そうかもしれないけれども、内容的に、どうももう少し変化があつてしかるべきではないのだからかという感じがするわけですが、そこで、国税査察官がいまやつておられるやり方というのには、僕は実際見たことないわけでありまして言えないわけですが、この八百八十名というのとはどういう形で運用をされておられるのか、この際ちょっとお聞かせをいただければいいか。たとえば国税局別に分類してお出しになっているのか、あるいはまた、それは同時に一方所に置いておいて、出張とか、そういうような形でもって、大量に調査する場合は何百名という人間を使つてやる場合も存在するの、か、そういう点はいかがなものでしょうか。

○大山政府委員 先立ちまして、先ほどちょっと先生御指摘になりました点に触れさせていただきます

ますと、決して二百三十何件でいいのだということとで、それでとめてしまふということではございませんで、むしろ、毎年毎年取引が複雑になつてまいりますとか、犯則の手段方法が手が進んでくるといふようなことから、時間がますますかかるような傾向がございまして、ですから、むしろ逆でございまして、何とか去年の数字はことしも達成しようということで苦心、苦勞しておるといふのが実情であるということをおし上げていただきます。

次に、八百数十人の査察官の実働の状況でございますが、各国税局にそれぞれ張りついております。また、たとえば東京には、八百何十人の中の約半数が東京国税局に所屬をいたしております。大、大阪局、名古屋局、こういったところにはそれなりの多い人数の査察官が張りついておりますが、そのうちの約半分ぐらいが情報の収集などにまわらなければならないという状況でございます。また、その中から大口、悪質であり、真に社会的非難に値するといふものをピックアップいたしまして、それを残りの半数の調査に当たります。査察官が裁判所の令状をもらつて現地に入りまして調査をいたす、そういったような手法で査察調査を続けているところでございます。

○野口委員 もう時間がなくなりましたので、本日はこれから問題点として、いわゆる地下経済といふ点も、もうぐられていく問題について、いま査察官は、主に調査と情報収集、いわゆる下世話な言葉で言うところのガサ入れとネタ集めと言われているものであります。それを特におやりになつていくということでございます。その内容的なものをお聞かせをいただいて、今後いろいろなものに对应していく手だてとしたいと思つておつたのですが、時間もありませんので、次の機会に譲らしていただきたいと思います。

いずれにしても、いま八百八十名というのがこの査察官という数字の中に出てくるわけでありまして、決してこれが十分であるということではな

いということをお聞き及んでおりますが、結論として、今後こういう地下経済といふものがさらに活発化をしていく傾向にあることだけは間違いないと思ひますので、今後とも、こういった査察調査の充実について一層の御努力をいただきたいということを付言いたしまして、私の質問を終わります。

○森委員長 この際、休憩いたします。
午前十三時三十一分休憩

午後零時六分再開

○森委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。
質疑を続行いたします。戸田菊雄君。

○戸田委員 大臣、立ち食いでも申しわけありませんが、時間がないものですから直ちに質問してまいります。

最近の経済動向を見ますと、当初の五十八年度予算案の策定に当たつての経済指標といふものが、どうも余り樂觀でない状況ではないか、この判断をするわけですが、そこで、問題は、この五十八年度の経済成長率、実績は三・四％、名目で五・六％、こうしているわけでありまして、五十七年度の成長率の実績見込み、これは実績が三・一と名目が五・一、これは五十七年度補正で下方修正したわけですね。しかし、この実績と名目は、私は、どうも達成できないのじゃないかという感じがするのです。五十七年度の経済力から判断して、この実績見込みが実現できる見通しがあるかどうかという点について、まず大臣としてどういう見解を持っておられるか。

○竹下国務大臣 確かに、いろいろな指標を見ますと、諸外国に比べれば格段の実績を示しておるとは言われながらも、輸出の減少は見られますし、生産、出荷が伸び悩むなど、経済社会構造の変化の中で厳しい対応が迫られておることは、私も否定をいたしません。

そこで、今後の日本経済ということになりますと、在庫調整がやや進展しておること、それから

何としても物価の安定、これだけは続くと思込まれる。そういう明らかな材料もございまして、そして、アメリカの方がいきなり四・〇％というような問題も出ておられますもの、世界経済も、少なくともインフレの鎮静化ということ、若干ながら高金利は正というふうなことを見ますと、徐々に回復していくのではないかと。

したがって、わが国経済は、とはいえずやはり内需を中心にして、経済成長率は五十七年度の実質三・一％、五十八年度は三・四％、御指摘のとおりであります。さらにその上に円安は正の傾向というふうなことを考えますと、石油価格の下落というのにはトクに影響があるとは思いませんけれども、自律的な回復を一層高める要素にはなり得るということになります。私は、経済成長率というものは見込まれるものではないかという前提の上に立つておるわけであります。

○戸田委員 確かに、若干の明るい見通しが出てきたものもあります。しかし、総体的におしなべて、私は、やはり低迷の方向に行っているのではないかと気がするのです。昨年もうそうでありましたが、景気浮揚の土台を国民消費、いわば内需主導型で、こういうことでありましたね。ことしも大体そういう方針を踏襲している。大臣の演説をお伺いしても、そういうことになっておるわけでありまして。

そこで、問題は、個人消費の低迷ですね。たとえば、百貨店の売り上げ、スーパーの売り上げの伸びの鈍化、これはもうはっきりしているわけですね。それから輸出の不振で、十三カ月にわたって前年同月マイナスですね。それから設備投資の不振、これも売れ行き不振と設備過剰感から手控えている。なおかつ、前途の経済見通しが安定度を持たない、こういう不安感がありますから、どうしても手控えになってくると思うのです。

最近の失業率を見ましても、総理府総務長官は、計算方式を変えた、こう言っています。大體二・七％、戦後最大ですね。こういう状況まで来ている。ですから、アメリカ等で一・〇％、EC

やはりそれにやや近似的、同じくらい失業が出ていますが、日本はそこから見ればまだいいということになります。しかし、日本の失業率の計算方式というものは、失業率に入っていくものは非常にわずかしい計算方式になっています。ですから、アメリカやECとは違っているのです。だから、潜在失業者を含めたら、ちよつとそれを上回っているのではないかと私は思うのです。

こういうことになりまして、国民のふところぐあいというのは、おしなべてやはり冷え込んでいくということになります。どうもそういう角度から言つて、この経済成長の指標というものは、これは三年連続減入欠陥なんかあつてはいけませんから、そういう意味合いで、もう一度厳密な点検をしてみる必要があるのではないだろうか、こういうふうには私は考えるわけであります。

そこで問題は、五十八年度の経済成長は五十七年度よりよくなるという保証はありましようか。いま大臣は二点を指摘して答弁されたようですが、ございませうか。たとえば個人消費で見ましても、五十七年度が七・二％、五十八年度が七・四％です。実質〇・二％増。住宅投資でも五十七年度は一・九でしよう。五十八年度は四・三％です。設備投資は〇・二、これに対して三・九一です。三・七％増です。それに加えて、この五十八年度見通しですね。五十七年度より見通しが悪いという要素が、たとえば政府の資本形成、公共投資面でも五十七年度は一・八％でしよう。これはマイナスの一・六％ですからね。輸出は、五十七年度は四％に対して、若干下げまして三・五％、〇・五くら下げましたけれども、こういう実質計数にいかにかどうかというものが非常に問題ですね。その辺の見解はどうでしょう。

○竹下国務大臣 確かに、御指摘の数値を見ましても、これはよほどの努力が必要だという認識を私もひとしくいたしております。今日、より大きな要因となるものは、やはり一

つには物価の安定ということではないかと思ひます。それから、昨年に比して、現象面をとらえた場合に、円安基調の是正でも申しますか、そういうものについてある種の期待感と、それに対応する弾力的な経済運営でも申しましようか、そういうことが見込まれるわけでありまして。

そうすると、失業率の問題についてはいま御指摘がありました。もう一つの指標について再検討を加えるべきだという御指摘の中の一つとして、確かに従来方式でも一遍、従来方式の分だけならぬということをやってみなければならぬということは閣内でも言われておるところでございまして、そういうものも指標の中で、努力目標としてこれは達成可能である。その要因と言へば、大きくはやはり物価の問題と円安傾向の是正、いま一つは、段階的とは言え今日まで金利も低下しておりますので、今後の金利の問題は別といたしまして、それは弾力的な対応によつて達成し得る努力値であるという認識のもとに前進しなければならぬと考えております。

○戸田委員 そこで、経企庁にちよつと二点ほど確かめておきたいのですが、いま私が指摘したように、補正で三・一、五・一というところで下方修正しましたね。

（委員長退席、中西啓（委員長代理着席））しかし、いろいろなデータを検討いたしますと、三月に行けばきつとわかるわけですが、恐らく四月ごろですか、去年は四月七日に明確にわかつたのですが、この五十七年度の実績、いろいろな調査を見ましても、二・五％ないし二・八％、こういうことを指摘されているのです。そうしますと、たとえば二・五％をとつた場合は、下方修正の補正予算より〇・六一、これがさらに減少することになります。それから二・八の場合は〇・三、これだけまた目減りすることになる。大蔵大臣が予算委員会等で、一％の景気浮揚でもって、大蔵省として、これは三千億だと、こう言われている。そうしますと、これは後でいろいろ触れてまいります。結局、歳入にも非

常に影響してくるわけですから、こういうものが実質、見通ししているのかどうか。この点の確信をひとつ伺わさせていただきます。

○宮島説明員 お答えを申し上げます。先ほど先生具体的な数字を挙げられて、民間見通しの五十七年度見込みが実質二・五から二・八になっている、それに比べて政府の見通しの実績見込み三・一が高いのではないかと、こういう御指摘でございましたが、私どもは、先ほど大蔵大臣からの答弁もございましたように、五十七年度の最近の経済指標を見ますと、いい面と悪い面がございまして、家計調査とか住宅着工統計等を総合的に見ますと、現在、三・一％という見通しをつくつたのは、先生も御案内のとおり、七月から九月、七・九期のQEまでをもとにしてつくつたわけでございますが、その後の経済指標を見ておりました、三・一％の成長軌道に乗っているというように私どもは見えてございます。

と申しますのは、単純に、十一月二期、それから十一月三期、残りの二つの四半期が三・一％達成のためには、平均いたしまして、実質前期比〇・四％伸びると三・一というわけでございまして、十一月十二のQEが実は今月の半ばに出るということで、現在鋭意検討中でございますけれども、まだ私、直接に感觸はつかんでおりませんけれども、大体こういう成長軌道に乗っているものというように私どもとしては考えております。

○戸田委員 まあ、それは本題じゃないですから、聞いて参考にしたいと思つております。そこで、大臣、これは五十八年三月九日の日経の朝刊にも実は出ておつたわけですが、五十七年度の税収見込みですね、大蔵省としても、どうも確保困難ではないかというふうなことが出ておるわけでありまして。補正でもって六兆円余り

減額をして、三十兆円余としたわけであり、その税収の伸び率が六%ですね、今年度予算の場合は五・三%増、こういう見込みです。これがその後、五十七年の十月以降一月まで大蔵省から税収の見込みが出されておりますが、これを見ますと、漸次下がってきていますね。こういうこととありますから、たとえば五十八年の一月は税収の伸び率四%ですね、こういうように落ちていく。このままで行くと、やはり歳入が欠陥を生ずるのではないだろうか。これが一つです。

それからもう一つは、五十八年度の税収、補正後の税収を前提に見込んであるから、五十七年度三月まで下がりまして、どうしても五十八年度も穴があくということになってきます。そういうことになりはしないかという心配がありますが、これはどうでしょう。

○竹下国務大臣 御指摘の数値はそのとおりでございます。今後の問題ということになるわけでございますが、これは、私のいささか私見で申しますと、大蔵大臣になりまして、率直に言つて、増にしても減にしても、税収見込みが一%の範囲内というところがいつも念頭にございます。だから、いまの場合、私もそういうことを念頭に置きながら、ウエートの大きい所得税の確定申告や法人の三月期申告などが残されておりますので、確たることを申し上げる段階にはございせんが、慎重にこれを見守つていって、これは、いまからどういう政策をやつてすぐ実効の上がるものではございせんけれども、そういう私どもの期待に沿うようなことが結果として出るように期待をしておるところであります。

当然のこととして、この五十七年度のげたが下されば、五十八年度ということになりまして、いま戸田委員御指摘のとおりでございまして、いまやまさに慎重に事態の推移を見守つておるといふのが率直な私どもの心境でございまして、○戸田委員 私の調査によりまして、結局、補正後税収確保には五・三%増を達成しなければいけ

ないというのが方針なんです。昨年の十月、大体七・一%の増になってます。十一月が六・八%増、十二月が六・三%増、一月に参りますと六%増、漸次ダウンしてきますね。

そのダウンの理由は何かというのと、先ほど経済指標でもつて指摘したように、一つはやはり所得税、総体の六割を占めていますが、これが伸び悩みなんでですね。御存じのように、給与ストップ、人勧凍結、年金その他を含めまして、おおむね一兆六千億見当の減収、こういうことになりまして、どうして国民のふところぐあいというものがいま非常に窮乏状況にある。これは今後も解消できないのじゃないだろうか。それからもう一つは、利子配当の伸び悩みが出ていますね。それから、法人税の落ち込みもそのとおりです。戦後最大の月間千七百億円くらい倒産しているわけですから、景気は思わしくない、こういう状況です。それから揮発油税の減収、これもどうも芳しくない。それから関税減ですね、これは輸入低迷でしよう。

そうすると、景気浮揚にかかわる設備投資も貿易も、あるいは国民消費も、最もウエートの大きい五・二%を占める国民消費がそういう状況です。これは全部軒並み各税目に減少傾向を来しているわけですから、これで、一体所定の目的を達せられるかどうかということが非常に心配です。これはどうお考えでしょう、もう一度ひとつ。

○竹下国務大臣 いま、どういう政策を直ちにどう、どうこう変わつてくると思へません。それから、いま経済企画庁からもお答えがございまして、十一・十二のQ.E.が恐らくきわめて近日中に出るという状態であろうかと思うのであります。そういうようなものをいろいろ勘案してみますと、ぎりぎりの、いわゆるわれわれが期待しております税収というものは、期待可能な範囲内に置かれておるといふことに尽きるのじゃないか。確かに、これからの法人決算にいたしましても、もうわずかしこございせんし、その中に急激な変化が起こるということはもちろん期待はで

きませんが、総合的に判断した場合、誤差と申しまして、おおむねその範囲内にどまり得るのではなからうか。いまやまさに推移を慎重に見守つて、期待感を持ち続けておるといふ現状認識でございまして。

○戸田委員 予算委員会でも、大臣はそのような答弁をなされておるようです。しかし、もつと事態は深刻ではないのかというふうには私は考えるわけですが、これは、また後でやることにいたしましよう。

それで、減税問題ですが、昨年以来、一兆円減税問題については、衆議院大蔵委員会でもつて減税小その他を設置してやつてまいりました。いろいろ経過措置がございまして、それは棚上げにしまして、今次国会において二階堂幹事長は、与野党会談で減税問題に就いて、景気浮揚に値する減税を実行します、こういう二階堂幹事長の回答です。それで、時期や額はわかりませんが、与野党会談では一応それを了承した、こういうことであります。

そこで、景気浮揚に値する減税というものは、どの程度を大臣としてはお考えになつておるのか。それからもう一つは、財源をどこに求めているのか。

予算委員会で大蔵大臣は、減税の財源問題について、戻し税は好ましくない、こう言つています。それから、赤字国債の増発による減税は金融市場への影響を考へて直ちに念頭に置くべき問題ではない、こう言つておられます。三番目として、大型間接税との抱き合わせ減税は考えていませんよ、こういう回答をいたしておるわけですね。

そうしますと、今後どういふところに財源というものをひねり出してやつていこうという構想なのか、これは実行すると言つておるのですから、そういう点について大臣の見解があれば教えていただきたいと思います。

○竹下国務大臣 まさに財政事情困難なときではございますが、与野党の合意というものを尊重して、この財政改革の基本的な考え方を踏まえて

つも、減税実施のために真剣な検討を進めてまいらなければならぬという非常に大きな責任を感じておるわけでありまして。

全般的に申しますと、税収動向の見きわめとか、あるいは国会の議論、それをお報告申し上げたりする税制調査会の検討も必要でございまして、その方法、時期、規模、財源というふうなものを明示できる段階には、率直に言つてございせん。

私は、いささか私見にわたるのでございますが、景気浮揚に役立つという言葉が使われておるということそのものが、まさに各党の代表者の皆さん方から、なかなかそれを具体的に、またある種の規範性を持たした表現というものがむずかしいだろうという配慮で、こういう表現になつておるのじゃないかというふうにも思ひますので、これから、与野党合意の中でも財源問題というところもたれておりますので、いまおつしやいました従来の小委員会の経過等々はこの公式な場でどう論ずるかというところは別といたしまして、その経過やら、そして御審議いただいた方々の意見も聞きながら、責任は私どもの方でとらなければいかぬ問題でございまして、模索していかなければならぬというふうな真剣に考えておるといふ、いまの現状認識であります。

○戸田委員 それは大臣、この前の減税小で財源探しをやるというのと今回の会談の決定は違ひますよ。明らかに政府・与党がこれは責任を持つてやります、こうなつたのですから、当然その限りにおいては、政府と自民党が財源を明確にして、そしてこういう実行をいたします、今度はこうしなければいけないのです。それで二階堂幹事長が決断をやつたのですから、私もいろいろと考えてみて、本問題と人勧の問題は高度の政治判断の問題だ、本当にやるといふことになれば、財源はどこにでもあるのじゃないか、こう私は考えておるわけなんです。そういう点で、ひとつ十分な御努力をしていただいて、とにかく減税をやつていただきたいと思います。

われわれの側からいけば、うちの嶋崎政審会長が本会議でもって予算の組み替え動議を出してしたが、そのように明確に一定の方針は提案をしていないわけだ。不公平税制の是正、こういうものに財源を求めないというところで、われわれは具体的に数字的に出してやっつて、それで総体において約一兆六千億、これを減税しなさい。その一つは、六年間据え置き税の課税最低限、こういうものをやはり手直しをして、そしてそれが大体一％と言われまうが景気浮揚に値する、そういうものをやるべきだ、こうわれわれは明確に意見を提示しているわけですから、大臣が関係者の御意見も拝聴してと言うならば、この辺の問題についても十分私はしんしゃくしていいのじゃないかというふうに考えますが、その点はどうか。

○竹下国務大臣 いま御指摘のように、理路整然とおっしゃいましたとおり、これは政府・与党の責任において行わねばならないことを否定するものではありません。

ただ、やはり国会というのが国民の世論を代弁する最高の集団であるという認識の上に立つた場合、いままで議論された問題等は、大いに念頭に置いて、これからの知恵をかりていくという姿勢で臨まなければならぬ課題である。かねて日本社会党から御提示になっております不公平税制の是正とかあるいは土地増価税等々、いろいろ議論をいたしておるわけでございます。これらにつきまして、全くそれなりの反論といたしますが、現状において手をつけることがむずかしい理由はございませう、そういう意見がございませう、これは十分承知しておりますし、それも承知の上でまた相談に行くという姿勢を持ち続けるべきじゃないかな、こういうふうにご考慮しております。

○戸田委員 大臣の答弁にしましては、どうも歯切れが悪いのです。いつもの大臣と違うのですが、時間もありませんから、本問題については、いづれまた時間を見まわしていろいろと議論をしまいたいと考えております。

そこで問題は、大臣、今回財特法ことに税外収

入で四兆円以上も財源集めをやっているわけですが、そういうようなことができるのなら、私は、逆の意味で財源探しは幾らでもできるのじゃないか。当初、今回は予算編成に当たって大蔵省としては、おおむね不公平税制の是正、これでもって三千億ないし三千五百億の財源を考えて、これを一応減税に充てようじゃないかという考えのあつたことは事実ですね。ところが、どうもこれが財界のあれによってストップしてしまつた。結局やつたものは二つしかないのです。いまの税制からいけばわれわれは不公平税制というものはある、こう言っているのですが、大臣の方は、政策判断でもって、そういう政策状況判断でやり得る場合もあるのだから、それは不公平じゃないというふうな論理を言いますけれども、今回金融保険業の貸倒引当金の是正とそれから価格変動準備金の是正、この二つしかやっていないのです。ほかに大蔵省が考えたものには、交際費課税、確かに大企業の場合は全廃していますが、資本金五千万円以下、中小企業には三百万ないし四百万、こういうものを制定しておりますね。それを、でき得れば二千万以下の中小企業にしようということとを大蔵省は検討したはずですね。そのことによつておおむね七億増収。それから退職給付引当金、全従業員が一斉にやめるという場合には大企業退職金の四〇％まで、これは内部留保として非課税部分に入つておつた。そういうものを認められておられるのですが、最近の定年延長その他状況変化によつて、これらの比率についても少し検討してもいいのじゃないかということと三五％を考へたのでしよう。現行四〇％から五％引き下げ。これもだめになつた。これをやれば大体二億ないし二億二千二百億円の増収ができるのです。

それからもう一つは印紙税の強化。最近コンピュターが非常に導入されておりますから、いままでのように印紙税を払わなくても済むような状況が多くなつてきている。ですから、そういうものの関係で、これらに対して是正検討して若干の増収を図ろう、こういう考えが大蔵省にあつたはずだ。

そういつたものがあつたのだが、これらを全部取りやめにして、そして結局、税の増収体制というものは、住宅取得控除の拡充でもって平年度二十億マイナス、初年度で十億マイナス、中小企業の設備投資促進導入で三百億マイナス、初年度が二百二十億、価格変動準備金の整理とその他の租税特別措置の整理合理化、このことによつて平年度二百二十億の初年度で四十億、そして貸倒引当金見直し、これで四百三十億、四百二十億、こうなつて、相殺して三百三十億の増収体制ですね。本来なら三千億ないし三千五百億、それくらいやればいけるのです。ところが、これをやめてしまつた。こういう状況ですから、不公平税制はいつまでも解消しません。

あわせて、私は、行革が指摘する増税なき財政再建と不公平税制の是正というものは別次元の問題だと思ふのです。ところが、政府の答弁を聞きますと、増税なき財政再建イコール増収はすべからず、不公平税制の是正まで全部やめてしまつた、こういうことは曲解じゃないかというふうに私は考へるわけですね。その辺の見解について大臣一体どう考へてでしょう。

(中西啓) 委員長代理退席、委員長着席

○竹下国務大臣 増税なき財政再建、これはまさに最終答申を見ましても、これをてことして事に当たらね。やはり臨調の委員の先生方の考へ方の中にも、税そのものの実態については政府には権威ある税制調査会というのがあるじゃないか、それから歳出関係については財政制度審議会というのがあるじゃないか、だから、その方向なりある種の哲学を示すにとどめるといふ境界の上に立つて御答申いただいたのじゃないか、読んでみますと、そんな感じがするわけでございます。

したがって、従来からの税調等の御答申を見ましても、いま戸田委員が御指摘になつた問題についても、おっしゃいました印紙税についても、御指摘のとおり「経済取引の進展等に伴い負担の公平、適正化の観点から見直すべき面が生じている

との指摘があるので、」やはり今後引き続き検討しなさいよとされておりますし、中小企業の交際費課税につきましても、実態を踏まえつつ、引き続きそのあり方を検討する、こういうことがなされておるといふ意味におきまして、私は、いわゆるこの不公平税制という言葉は、言葉の意味そのものは使う人によつて異なつて必ずしも明確な定義があるものではないかとも思ひますけれども、戸田委員の観点に立つたいろいろな御指摘の問題等は、もちろん引き続き検討すべき課題であるというふうな認識を持っております。

そして、ただ退給は私が前回大蔵大臣のときに手をつけさせていただいた問題、あるいはこの印紙税等はその後でございませう、言つてみれば、比較的にいまの時点に立つて近い段階で手をつけたという問題については、やはり幾らか慎重にならざるを得ないという点も現実問題としてはございませう。

○戸田委員 いま大臣の答弁の中でも、財政審議会、税制調査会等々いろいろな答申がなされた、しかし最近の税調とか、どうも私は、このあり方について疑惑を持つ面もあるのです。たとえば昨年の十二月二十三日、政府税調が一定の答申を出した。そうしたら追つて同時に十二月二十三日、自民党税調も同じようなことを出しているのです。その内容を見ますと、何ら異なつたようなものはないのです。私も一通り目を通してみましたが、ほとんど変わりはなない。こうなると、私は、税調のあり方そのものも問ひ直されなければいけないのじゃないだろうかというふうな気がしてならないのです。これは本題じゃありませんから、いづれ機会があつたときに、いろいろ検討してまいりたいと思ひます。

そこで、問題は、いまサラリーマンは大変な重税感に浸つてゐることは間違いないのです。これは、大臣もいままで再々答弁の中で言われておりますから、その理解においては同じだと思ひます。

そこで、私は、たとえば年収と税金の関係にお

いて一つの試算をしてみました。そうしましたら、五十七年の年収四百万円、夫婦子供二人給与所得者の各年のベア率六%、ですから、五十八年度仮に六%のベアがあつたということ、五十二年、五十七年、五十八年の税引き後の手取り額の状況を計算してみました。

それによりますと、五十七年、五十八年、この方は六%ベアという五十八年四百二十四万円。そうしますと、五十七年の四百万のときには、所得税が十六万四千二百円、住民税が十万三千七百円、税額計が二十六万七千九百円です。五十八年でまゐりますと、所得税が十九万四千五百円、住民税が十二万三千五百円、合計が三十一万五千五百円。これでいきますと、前年比でもってパーセントで一九%のアップですね。額にしますと四万五千六百円。そのほかには社会保険料、健康保険料とか年金とか、これが取られますから、それを含めま

すと、この額が約三十万円に達するようです。そうすると、所得、住民税の税額を引いて三百九十二万六千五百円ということになります。これから三十万円引きますと、実質三百六十二万円のいわゆる可処分所得といえますか実入りしかなないので

す。だから、得てして政府は税負担率の国際比較をやりますが、それもさることながら、私は、やはり可処分所得が他国に比較して一体どういっているのか、これでいきますと、アメリカなんかは可処分所得が日本の倍になっていきますよ。ドイツだつて一・五倍ぐらいになっていきますよ。全くそれは違うのです。だから、生活が苦しいということになってくる、重税感がやはり大変だということになってくるわけですね。

こういう状況ですから、ことに課税最低限の六年据え置き、これも試算ですから、間違つておれば指摘をしてみたいのですが、五十二年比で五十七年、五十八年の標準世帯、五十二年当時は二百九十六万と推計しているのですが、五十八年で六%のベアアップ、四百二十四万円。そうすると、五十二年比で四三・二%の増です。税額は

五十二年十万一千円のもの、五十八年で二十七万九千円、二・八倍ですね。そうすると、税負担率は三・四%対六・六%、倍になっているのです。このくらいやられていくわけですよ。名目所得増が四三・二%、手取り額で三七・二%増しかないので、その差し引き六%は目減りということになります。

こういうふうな、課税最低限あるいは税率が据え置き、それから減税が行われない等々で、サラリーマンとしては重税感というものが強くなるのか、これは実態もそうだし、感じとしててもそうです。だから、この辺で何として私たちが提案をしているような角度で、基礎控除を初めいろいろな減税措置をここでもってやっています。このくらいは見直しをしてやらなければ、税に対する不公平感はなくならないし、その他意欲というものは国民はわいてこないと思ひます。この点について、大臣どうお考えでしょう。

○竹下国務大臣 私どももいたしましたが、これは国民生活の実態というものを考えた場合、やはり可処分所得というものは大変ポイントであるし、気になるところでございます。一方、またそういうことからして、増加率は別として、可処分所得というものは多少なりとふえておるのではないかと、議論をしてみても、いわば一方の比較からして、ある種の重税感とかあるいは痛税感とも申しましようか、そういうものがあることを承知いたしておりますので、やはりそれらには政策としての対応が必要であるという認識は持つております。

ただ、いかにしても、高度経済成長期から、あるいはドルショック、第一次、第二次石油ショックを経過しながら今日までやってきた日本の財政運営が一つのピーク、悪い方向で言うピークに達したときに、その意味においては、いまややはりがまんしていただかなければならぬという考え方で、いま参議院で御審議いただいておりますが、現状における予算というものが最善のものなりと

して提案しておるわけでございます。

そういう実態はございますものの、先般来の各党合意あるいはそれに伴う議長見解というもののについて、いまのような御趣旨も絶えず念頭に置きながら、鋭意検討を進めていかなければならぬ問題だ。いたずらに、諸外国等から比べればあるいは高度経済成長の夢は捨ててくださ、だからがまんしてくださ、と言ふばかりで、生きた政治に対応する政策手段であるとは認識しております。

○戸田委員 大臣、参議院の予算委員会がありまして、それからこれでいいのですが、ちよつと三点ほど、答弁は要りませんから一分間だけ聞いていってくださ。

私たちも、財源の検討をしているものはあるのです。それは、一つは土地再評価税、これをひとつ検討していただきたい。もう一つは金融資産ですね、ことにアングラマネー、ブラックマネー、三百三十兆ぐらいあるのじゃないかと私は思うのですが、こういうもののいわば課税方式ですね。もう一つは、財特でもつていろいろの特別会計、私も全部拾ひ上げてみましたけれども、これをやるなら財源はたちどころに出てくると私は思う。仮に取り崩さないまでも、借りればいいのです。たとえば、いま造船局取り崩し、印刷局しかり、外国為替資金取り崩し、産業投資取り崩し、そのほかには船員保険、国立病院あるいはあへん、国民年金、いづれいございしますが、そういうたもの貯蓄その他からいきますと膨大な金がある。だから、財特法で金集めをやるというなら、こういう手法でもつて一兆円減税とか、その間に完全な財源調達方式を考える。社会党が提唱しているような別に赤字国債じゃなくても結構なんです。それはできます。だから、そういう面を含めてひとつ検討していただきたい。要望しておきます。足どめして申しわけありませんが、大臣結構です。

それでは、専売総裁の方に伺います。今度、貿易自由化等をめぐりまして葉たばこの

自由化も相当強要されつつあるのですが、強要と言ふと不適当かも知れませんが、アメリカは全面自由開放しないといふことでできています。いままでわれわれもいろいろ検討してまいりました、外葉の割合は大体二七・八%なら一番適正じゃな、いまいかという気がしておつたのです。そうすれば、いまの葉たばこ耕作者の減反政策その他もやらないで、国内の産業の保護政策をとつてやっています。こういう均衡体制が大体できるのじゃないかといふことで考えておりましたが、この間ちよつと係官の皆さんに聞きまして、現在三三%ないし三四%だと。私たちは二七・八%にどうしようといふ考えなんです、この辺の考えをひとつお聞かせ願ひたい。

もう一つは、昨年の葉たばこ導入に伴つて、耕作面積が五十六年は五万九千二百二十ヘクタール、それが四十九百四十三ヘクタール減少されて、五十七年が五万四千七十七ヘクタール、五十八年になりますと七十ヘクタール減らして五万四千七ヘクタール、こういうことです。そうすると、これも普通の米作と同じようにだんだん減少傾向に追い込まれていくのじゃないだろうか。農家の実態というものは、結局、安ければ食糧で確保されている米、それと葉たばこしかないのです。ね、固定収入で農業収入として入ってくるのは。だから、これが減つていくといふことは、葉たばこ耕作者にとつては大変な影響を与えるわけですね。だから、これ以上減反などをやらないような、そういう中で貿易自由化との調和をとつていくことが必要ではないかといふふうに考えます。この点が一つであります。

もう一つは、今回の自由化に伴つてアメリカの意向といふものは、たばこを国内で自由に売らせてくれ、こういうことですね。そうしますと、従前は、国内においては専売公社法に基づいて流通体制が確立されていた。小売認定その他でいくわけですね。それを外して自売方式でやらせてくれぬかといふのが向こうの考えだ、こう言うのです。

最近、たばこに対するいろいろな学説その他がありまして、人命との兼ね合いでやっているとあるものから、たばこの消費も横ばい状況だ、こう言うのです。そういうときに大量の外国のたばこが入ってくる、それが自前の流通体制で総代理店が何か開いてやっていると、こういう意向のようだというのですが、そうすると、現行の専売流通体制というものに混乱が起きはしないかというところが考えられるのです。この辺に対する考えをお聞かせ願いたい。

○長岡説明員 御質問の三点についてお答えを申し上げます。

第一点は、外葉の使用率の問題でございまして、ただいまおっしゃいましたように、現状では、外葉使用率が大体三三％程度になっております。

私ども、国産のいわゆる葉たばこ耕作農業を維持していくことが、専売公社の重要な役割りの一つであるという認識は十分持っておりますつもりでございまして、何とか現在の規模を維持していきたいというふうに考えておるわけでございまして、

でき得れば、もっと国産葉をたくさん使用すべきではないかという御趣旨の御質問だったと思うのでございますが、戸田委員御承知のように、たばこにつきましては、アメリカと比べました場合に、一つは気象条件の関係でどうしても、品種の改良あるいは耕種改善その他技術的な面でもいろいろと努力を重ねておりますけれども、正直に申し上げまして、味と香りの面でもう一つかなわな

い点がございまして、それから、日本農業の宿命と申しますか、経営規模が小さいために、主としてその理由で、価格もアメリカの葉たばこに比べますと割高でございまして、したがって、できるだけ安い価格で味のいいたばこをつくって、競争激化が予想されるアメリカたばこ等に負けないようにしていくためには、どうしてもある程度外国の葉たばこを使わざるを得ないという宿命にあるわけでございまして、ほつておきますと外葉がふえる可能性はある。しかし、私どもは、何とか外葉をふやさないで現状

の率を維持することによって国産葉の使用も図っていききたいということを考えているのが現状でございまして。正直に申し上げまして、国産葉の使用率を高めることはなかなかむずかしいと思っておりますけれども、今後の努力をいたしましては、国産葉をたくさん使用した銘柄で国民の皆さんに喜んで吸っていただけるような商品の開発には、全力を傾けてまいりたいというふうに考えております。

第二点は、葉たばこ耕作面積の問題でございまして、これも御質問で御指摘がございまして、たまたま、五十七年度の葉たばこを一つくりました五十六年度に開かれましたたばこ耕作審議会におきまして、約五千ヘクタールに近いう大幅減反をお願いいたしましたわけでございまして。

そのときの議論をいたしまして、毎年大きな減反が行われるということは、葉たばこ耕作農家にとっては大変経営が不安定になるという御指摘がございまして、約五千ヘクタール近い減反というのは、やや長期的に見て需給が均衡する、これ以上葉たばこの在庫がふえないような面積というものを求めたわけでございまして。したがって、私どもは、来年度以降もこの面積を簡単に動かすわけにはいかないという考え方を基本的に置いて考えてまいりたいと存じます。

それでは、耕作面積は一切現在のままで据え置くのかということになりますと、これは、私どももそういう努力はいたしますけれども、いろいろの事情によって、仮に在庫がどんどんふえていくというような事情が出るような場合には、また御相談を申し上げなければならぬというふうに考えております。

第三点は、小売組織の問題でございまして、御承知のように、外国、主としてアメリカから日本の市場にもっともたばこを輸出させる、要するに、輸入たばこをふやせという要望が非常に強く出ております。その要望の中で、日本の国内市場におけるたばこの売り方が非常に閉鎖的であつて、いわば一種の非関税障壁のようなものであつて、もっと自由に売らせろという要望が強いことも承知いたしております。

そのようなアメリカ側の要望に対しては、私どもも、その要望を無視するわけにはいかないと思っております。いろいろと検討いたしておりますけれども、ただ、その検討に際して根本的にわれわれが忘れてならないのは、流通秩序が混乱してはいけません、それから既存小売人に不安を与えてはいけません、この二点を十分念頭に置いて、どういう流通制度を定めるべきかということを考えてまいりたいというふうに存じております。

○戸田委員 総裁、ありがとうございます。

最後になりますが、国税庁の酒井次長の方にお伺いします。

私、去年もこれを取り上げたのですが、国税庁職員の管理政策の問題について、余り時間がありませんから、端的に申し上げますが、昨年、五十七年度では二十七名の増、これは新規増が五百九名で、第六次削減で退職が四百九十八名、プラス・マイナス十一名の増、これが入つていないのですね。だから、この前もいろいろ税務職の繁雑その他指摘をしたが、業務量が相当ふえているのです。それは、コンピュータ導入その他機械近代化もやつていまして、しかし、まだまだ、この業務量から見ては要員というものは非常に少ない。

そういう状況でしたから、昨年渡辺大蔵大臣にも、これはやはり画的に全部公務員を一％減らしていけというところは機械的で、そういうものは妥当じゃない、だから十分弾力的に考えますよ、こういう話だったけれども、これは去年二十七名だったのが十一名ですから、結局十六名も減少している。業務量はふえているでしよう。だから、こういう点についての定員配置について妥当性を欠いているのではないだろうか、これが一つです。

それからもう一つは、最近チョンガー生活に追いやられている職員がいらっしゃる。時間がなから詳しいことはデータで申し上げませんが、私の調べたところでは、ちよつと間違っている点も

あるかもしれませんが、最高で五年ぐらい家族から離れて遠隔地でもってチョンガー生活をやりながら執務をとっているというようになると、それが生涯三十年ぐらい勤めるといふことになること、多い人で三回ぐらいやられていふことがあると、そうすると、三十年の中で十五年もチョンガー生活をやらなければならぬ。そうすると、二重生活、子供の関係やいろいろあつて、とても生活設計が成り立たぬといふのです。だから、最近非常に病弱者も多い、あるいは罹病率も高い、そういう状況が多発しているのです。具体的問題にはありますが、きょうは個人の氏名は出しませんが、こういう問題について、もう少し厳格にやつてもらふ必要があるだろうというふうに考えます。

だから、私の考えを言えば、大体二年サイクルぐらいて、そしてやはり総体の生涯計画の中で、せめて七割程度は家族と同居できるような生活でなければいけないのじゃないだろうかという気がいたします。これは、何も妻帯者だけじゃないです。各職員に言えることだと思います。そういう点でひとつ十分検討していただきたいと思います。本問題についてどういう考えを持っていますか。

○酒井政府委員 お答え申し上げます。

最初の定員の件でございまして、先生御指摘のように、五十七年度においては二十七名の純増が認められ、五十八年度につきましては、十一名の純増が認められたという数字になっております。純増の数字が前年より少ないのじゃないか、これは御指摘のとおりでございまして、年々、厳しい財源事情等も考慮して、定員管理というのが厳しくなつてきている。それからもう一つは、五十七年度の場合には、グリーンカードの実施の準備というような配慮もあつたかと思ひます。

しかし、いざにしましても、私ども執行当局としては、年々課税対象が増大してまいりますし、取引も広域化、複雑化、国際化してまいりますので、そういうような環境のもとで、国税職員

の増員につきましては、従来から、関係方面に強く要望し、理解を求めるように努力をいたしております。私ども、課税の充実、公平確保のため、事務の合理化とか効率化というのを一生懸命やっておりますが、なかなかそれでは追いつけないのが現状でございます。定員の配分も、厳しい定員管理の中で相当の御配慮はいただいておりますが、私どもとしては、必ずしも十分とは言えないかと思ひます。しかし、諸般の情勢を考えれば、やむを得なかつたかという気もいたします。

今後につきましては、私ども、事務の合理化とか効率化等にさらに努力をいたしますが、やはり私どもの仕事というのは手作業の仕事、人力に頼る仕事でございますので、国税職員の増員につきましては、今後ともより一層関係方面に十分な理解を得られるように努力してまいりたいと存じております。

第二点の、単身赴任の職員が非常に苦勞しているという御指摘、まことにござつてもございます。特に、先生の御出身の東北の方では、地理的な状況、交通状況等によりまして、単身赴任の比率が高いのも事実でございます。

私ども、職員の異動に当たりましては、個々に身上的希望とか健康等を的確に把握しまして、できるだけ個人的事情に配慮することにいたしておりますが、しかし現実の問題として、勤務官署が各地に所在しているということや、あるいはまた公務上の要請ということもございまして、結果的に、単身赴任や転居を要する職員がある程度発生することはやむを得ないかというふうに考えます。これらの場合には、宿舍の確保とか、単身赴任の期間が長期にわたらないようにきめ細かな配慮をしております。

単身赴任の期間をたとえば二年程度をめどにするというような考え方もございますが、各国税局管内の地理的条件や職員の年齢構成等に差異もございまして、なかなか一律的な運用は困難な状況にございますが、今後とも、公務上の要請の許す限り、職員の身上等に十分配慮してまいりたいと思ひます。

存じております。

○戸田委員 ちよつと時間をオーバーしまして申しわけありませんが、三十秒で終わります。

次長、後で具体的資料で一度時間をかけてやりますので、それまで、関係資料をそのうち要請します。その資料を出していただきたいと思います。後で連絡します。

それから、主税局長に一点だけ。

昨年ここで渡辺大蔵大臣が、パートタイマーの課税最低限七十九万円、これは来年必ず底上げをしますと約束をした。私たちは、九十五万円が当面至当であらう、こう考えておりますが、この点はどうも出てこない。これは、まさに公約違反じゃないかと思ひますね、この場で大蔵大臣は、来年やりますと約束したのであります。これはどうですか。

○梅澤政府委員 いわゆるパートタイマーの課税の問題につきましては、従来、当委員会でも長年にわたつて御議論があることは承知いたしております。現行七十九万まで事実上配偶者控除の対象になりますし、御本人も税金がかからないという水準になつておるわけでございますが、この引き上げという問題につきましては、御要望の点について、私ども、その背景については十分理解を保持しているつもりでございますが、税制の問題をいたしましては、やはり基本的に現在の人的控除の体系、場合によつては課税単位をどうするかという基本論にもかかわる問題でございますので、いづれにいたしましても、五十八年度の税制改正の税制調査会の答申にもございすように、今後早い機会に所得税の基本的な見直しというものが作業の日程にも上つておりますので、それとの関連で議論あるいは検討していただくという段取りということでございます。五十八年度の税制改正においてこれが実現できなかったということは、何とぞひとつ御了解賜りたいと思ひます。

○戸田委員 われわれも、今後この制度の欠陥については十分検討して逐次出していききたいと思うので、これは十分ひとつ検討していただきたい。

終わります。ありがとうございました。

○森委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

すなわち、金融及び証券に関する小委員会において、金融及び証券に関する件について参考人の出席を求め、意見を聴取することとし、その日時及び人選等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○森委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

次回は、明十六日水曜日午前九時二十分理事會、午前九時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後一時十二分散會